

「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用
(千葉県企業局水道事業)

1 特記仕様書記載例

調達検討資材を含む対象工事において、以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約工事においては、特記仕様書記載例により受注者に通知を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

【特記仕様書記載例】

第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材※を調達した場合

※ただし、代替資材のうち以下に示す器材については、原則として当局の器材承認を得ているものとする。

未承認の器材を使用したい場合は、先に器材承認を得なければならないため、調達前に器材の仕様書等を提出すること。

必要書類については監督職員と協議すること。

- (1) 導・送・配水管並びに場内連絡管に使用する管類・弁栓類・伸縮管類・管接合付属品・弁筐鉄蓋類・電気防食用器材及びこれに付属するもの。
 - (2) 給水装置用器材に関するもので、配水管から分岐して量水器までに使用する管類・器具及び付属用具。

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

2 積算方法

- (1)設計変更は、精算変更時(指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時)に行うことを基本とする。
- (2)設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量 $\leq$ 証明数量 $\leq$ 設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注)設計図書の数量：設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

- (3)設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。
- (4)別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。
材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。
土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。
- (5)本通知に基づく設計変更内容は、建設工事請負契約書第26条(スライド条項)の対象外とする。

3 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。